

横浜市中小企業振興基本条例に基づく

平成 27 年度の取組状況について

1 中小企業振興施策の実施状況について 2

【報告書掲載事業】 2 事業 / 全体 77 事業

番号	事業名	掲載頁
37	横浜市指定給水装置工事事業者新規事業者講習会の開催	2 (冊子 27)
76	横浜水ビジネス協議会の運営による市内企業の海外展開支援	2 (冊子 44)

2 物品、委託及び工事契約における市内中小企業者の受注機会の増大について... 3

1 中小企業振興施策の実施状況について

(単位：千円)

37 横浜市指定給水装置工事事業者新規事業者講習会の開催

27決算額	22
26決算額	0

(水道局給水維持課)

【事業内容】

新たに指定を受けた給水装置工事事業者100者(うち市内中小企業者37者)を対象に、水道法・横浜市水道条例や給水装置工事設計・施工指針、施工上の注意点やお客さま対応スキル等に関する講習会を開催しました。

※28年3月末現在の指定給水装置工事事業者：2,127者(うち市内中小企業者：1,148者)

<改善の取組>

講習内容について、水道法令等の規定やお客さま対応に加え、事故事例等の紹介を追加しました。

【実績】

講習会には、新規事業者62者(うち市内中小企業者25者)の受講があり、水道法・横浜市水道条例等の解説や、給水装置工事設計・施工指針等の説明を行いました。

【課題と28年度以降の対応】

今後も、指定給水装置工事事業者の人材育成、技術力の向上及びお客さま満足度の向上を目的として、新規に指定した指定給水装置工事事業者を対象に講習会を開催していきます。

76 横浜水ビジネス協議会の運営による市内企業の海外展開支援

27決算額	30,421
26決算額	35,898

(環境創造局下水道事業推進課・水道局国際事業課)

【事業内容】

市内中小企業53社を含む161会員(28年3月末)で構成される横浜水ビジネス協議会の運営を通じて、市内企業の水環境に関する多様な技術や、横浜市の上下水道の運営実績などを海外の水ビジネス展開に生かすため、情報共有、意見交換、プロモーションなどを行い、中小企業を含む市内企業の海外展開を支援しました。

<改善の取組>

会員企業へのアンケート調査を実施し、海外事業に関する意向、ニーズ等の把握を行いました。

【実績】

会員企業と合同で実施した海外での調査(5回)や、海外からの研修員受入等の機会を捉えたビジネスマッチングや情報提供など(14回)を実施しました。また、国際展示会等に出展(3回)し、協議会のPRを行いました。

【課題と28年度以降の対応】

会員企業が海外水ビジネスの案件を受注できるよう、国やJICA等と更に連携を図り、海外への現地調査や横浜への視察団に対するプレゼンテーション等の機会を中小企業に提供するとともに、北部下水道センターの情報発信拠点を有効に活用し、より一層海外展開を支援します。

2 物品、委託及び工事契約における市内中小企業者の受注機会の増大について

(1) 平成 27 年度の受注機会増大に向けた取組

物品の調達及び委託業務の発注にあたっては、市内経済の活性化の観点から、従来から市内事業者への優先発注を基本方針とし、市内事業者の入札参加機会の確保のため、専門事業者への分離発注や、コスト面を考慮したうえでの分割発注を進めてきました。

また、設計・測量等委託においては、成績評定点が優良な市内中小企業者を対象としたインセンティブ発注をこれまでの試行から本格実施とし、業務品質の確保や事業者の意欲向上を図りました。

平成 27 年度の契約実績に占める市内中小企業者への発注件数の割合（構成比率）は、前年度に比べて 1.6 ポイント減少し、88.8%となりました。一方、契約金額の割合（構成比率）は、前年度に比べて 8.3 ポイント増加し、55.5%となりました。

【構成比率の増減理由】

(件数の構成比率の減少理由) 10 万円未満の委託契約において、年度末の組織再編による事務所統合に伴い、専門性が高い機器移設作業が例年と比較して多かったため

(金額の構成比率の増加理由) 委託契約において、26 年度では市内中小企業者以外（準市内企業）が落札した、複数年にわたる「水道メーター検針業務及び料金整理業務委託」の発注が 27 年度にはなく、相対的に比率が高まったため

市内中小企業者への発注状況（水道局契約分）

	区分	契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）						単独随意契約及び大規模契約の合計			
		市内中小企業契約実績						件数 (件)	金額 (千円)		
		件数 (件)	構成 比率(%)	前年度か らの増減	金額 (千円)	構成 比率(%)	前年度か らの増減				
平成 27 年度	工事	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0	8	62,478
	物品	1,579	91.6	▲0.2	95,133	43.4	▲23.1	1,723	219,064	33	851,379
	委託	895	84.1	▲4.3	838,441	57.3	11.4	1,064	1,463,926	207	1,187,598
	合計	2,474	88.8	▲1.6	933,574	55.5	8.3	2,787	1,682,990	248	2,101,455
平成 26 年度	工事	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0	3	16,967
	物品	1,276	91.8	▲0.4	86,373	66.5	▲8.1	1,390	129,792	19	638,094
	委託	887	88.4	0.1	895,037	45.9	2.7	1,003	1,950,930	344	1,187,642
	合計	2,163	90.4	▲0.1	981,410	47.2	3.5	2,393	2,080,722	366	1,842,703

※ 契約実績金額については、変更契約に伴う増減を含んだものとなっています。

※ 「構成比率」はそれぞれの数値（件数又は金額）が契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）に占める割合です。

※ 各項目で四捨五入をしているため、合計値と一致しない場合があります。

※ 「契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）」は、経済産業省が行っている「官公需契約実績額等の調査」と同様に、競争の余地がない「単独随意契約」及び中小企業者の参入の余地が少なく入札参加者を市内事業者に限定できない「大規模契約（政府調達協定（WTO）対象契約）」を除いたものです。

(2) 今後の受注機会増大に向けた取組の方向性

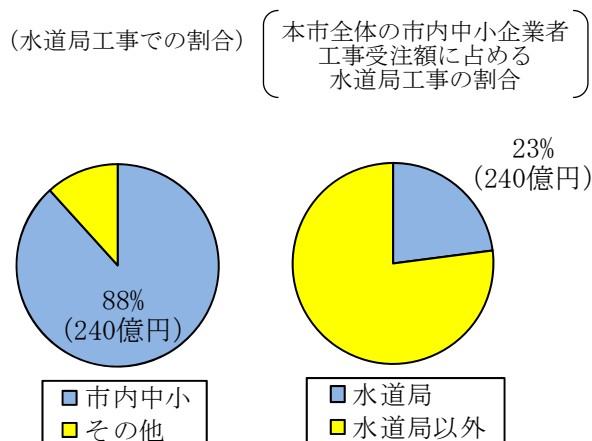
発注事務において、引き続き、対象事業者の所在地や規模の確認、市内中小企業者以外へ発注する場合の理由確認を徹底するなど、適正な予算執行及び契約手続きの透明性・競争性確保に留意しつつ、市内中小企業者の受注機会増大に努めてまいります。

(3) 水道局発注工事（財政局契約分）における取組

27年度の水道局の競争入札による工事発注では、件数及び金額の約9割を市内中小企業者が受注しており、この金額は全市ベースでの市内中小企業受注額の約2割を占めています。

なお、工事の発注や施工時期の平準化を図るため、従来から早期発注に努めるとともに繰越工事や債務負担行為を適切に活用してきたところですが、28年度予算では、新たに工期が12か月未満の工事についても債務負担行為を設定し、今まで以上に積極的に平準化に取り組んでまいります。

工事における市内中小企業者の受注状況 (平成27年度)



【参考資料】

市内中小企業者への発注状況（財政局契約分）

区分	契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）								単独随意契約及び大規模契約の合計		
	市内中小企業契約実績						件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)	
	件数 (件)	構成 比率(%)	前年度か らの増減	金額 (千円)	構成 比率(%)	前年度か らの増減					
平成 27 年度	工事	308	93.6	1.8	24,007,721	88.3	9.6	329	27,188,990	71	3,265,025
	物品	350	88.6	3.7	502,398	70.5	5.8	395	712,840	48	1,371,309
	委託	70	86.4	1.2	345,932	76.7	▲1.2	81	451,195	68	605,169
	合計	728	90.4	2.9	24,856,051	87.7	9.5	805	28,353,025	187	5,241,503
平成 26 年度	工事	293	91.8	▲2.3	21,938,639	78.7	▲8.9	319	27,865,568	72	1,384,518
	物品	398	84.9	0.9	658,183	64.7	6.3	469	1,017,307	60	1,273,461
	委託	69	85.2	9.1	362,707	77.9	13.7	81	465,459	63	397,162
	合計	760	87.5	0.4	22,959,529	78.2	▲7.6	869	29,348,334	195	3,055,141

- ※ 契約実績金額については、変更契約に伴う増減を含んだものとなっています。
- ※ 「構成比率」はそれぞれの数値（件数又は金額）が契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）に占める割合です。
- ※ 各項目で四捨五入をしているため、合計値と一致しない場合があります。
- ※ 「契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）」は、経済産業省が行っている「官公需契約実績額の調査」と同様に、競争の余地がない「単独随意契約」及び中小企業者の参入の余地が少なく入札参加者を市内事業者に限定できない「大規模契約（政府調達協定（WTO）対象契約）」を除いたものです。